

平成 27 年 6 月 11 日

工期設定における余裕期間の確保について

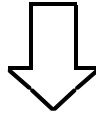
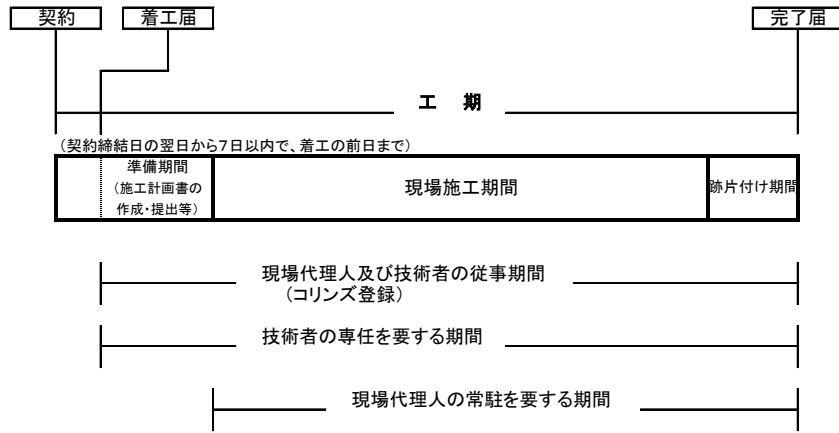
久留米市では、平成 26 年度から一部の工事について、事業の円滑な施工を確保するため、建設資材、労働力の確保等を計画的に準備するための余裕期間を、通常の工期に加えて確保しています。余裕期間の取扱いについては、下記のとおりです。

- (1) 本工事の余裕期間は、特記仕様書に記載しています。(下記参照)
- (2) 余裕期間内は、原則として着工※しないものとしますが、監督員との協議により着工することも可能です。
- (3) 着工届は、余裕期間経過後 7 日以内に提出してください。ただし、余裕期間内に着工※する場合には、その前日までに提出してください。
- (4) 技術者の専任配置を要する工事については、着工届提出日の翌日から専任を求めます。ただし、現場施工※の着手日が仕様書等に明記されている場合は、現場施工の着手日からの専任配置とします。
- (5) 現場代理人は、現場施工※の着手日から常駐を要します。
- (6) 工程表は着工届と合わせて提出してください。
- (7) コリンズ登録は、余裕期間終了日(余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日)までに行ってください。
- (8) 工事金額(諸経費)の積算においては、余裕期間は考慮していません。
※「着工」とは、施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始等のこと。
※「現場施工」とは、資材の投入や仮設物の設置等のこと。

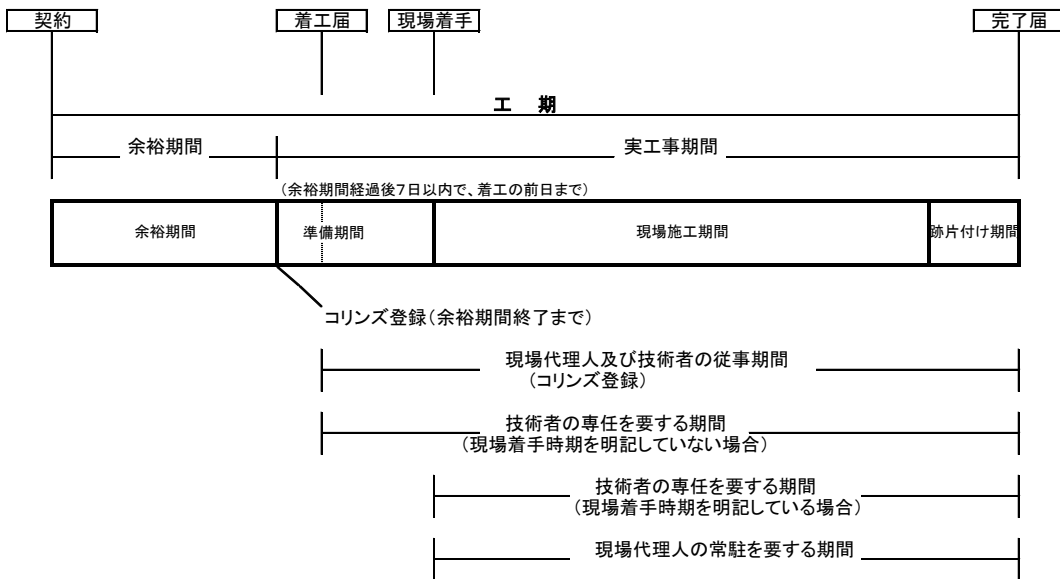
(参考) 特記仕様書の記載例

- ・ 本工事の工期は、契約締結日の翌日から〇〇日間であるが、工事着手前の余裕期間〇〇日間を含んでいる。
- ・ 余裕期間内は、原則として着工(施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始)しないものとするが、監督員との協議により着工することもできる。
- ・ 技術者の専任配置を要する工事については、着工届提出日の翌日から技術者の専任を求めるとする。ただし、現場施工(資材の投入や仮設物の設置等)の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・ 現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・ コリンズ登録は、余裕期間終了日(余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日)までに行うこと。
- ・ 工事金額(諸経費)の積算においては、余裕期間は考慮していない。

【参考資料】
* 工期の具体的な考え方



○余裕期間経過後に着工する場合(工程表は契約日の翌日から工期末日まで記載)



○余裕期間経過前に着工する場合(工程表は契約日の翌日から工期末日まで記載)

